

入札公告

下記の通り、一般競争入札を行いますので、公告します。

令和6年4月27日

社会福祉法人 上口福祉会
理事長 三浦 秀範
(まがたま)

記

1. 工事概要

工事名	2023年度 日本財団補助施設の改善・改造等に関する助成事業 障害者支援施設まがたま（あゆみ棟・みのり棟）の改造 (以下、「本件工事」という。)
工事場所	松江市玉湯町玉造1649-2 他
予定工期	令和6年11月20日迄
工事概要	2023年度 日本財団補助施設の改善・改造等に関する助成事業 障害者支援施設まがたま（あゆみ棟・みのり棟）の改造 〈建物概要〉鉄筋コンクリート造 延床面積 あゆみ棟162.60㎡、みのり棟238.82㎡
工事担当	(入札等事務手続) 障害者支援施設 まがたま 施設長 斎藤 浩子

2. 日程

項目	期日	時刻	摘要
競争参加資格確認申請書及び競争参加資格 確認資料（以下、「申請書等」という。） の受付期間	開始 令和6年4月27日 土曜日	13:00	
	終了 令和6年5月10日 火曜日	13:00	
設計図書の販売期間	開始 令和6年4月27日 土曜日	13:00	
	終了 令和6年5月13日 月曜日	12:00	
質問提出期限	令和6年5月15日 水曜日	16:00	
質問回答期限	令和6年5月16日 木曜日	-	
入札書提出期限	令和6年5月24日 金曜日	17:00	
開札日	令和6年5月27日 月曜日	13:00	
現場着工予定日	令和6年6月6日 木曜日	-	-

3. 入札及び支払い条件

(1) 入札条件

最低制限価格	設定しない。
予定価格	事後公表。
入札保証金	免除する。

(2) 支払い条件

完了後一括払い

4. 入札に参加する者に必要な資格（以下、「競争参加資格」という。）

<p>一般事項</p>	<p>① 令和5・6年度松江市建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されていること。</p> <p>② 公告日から開札日までの間に、「松江市建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱」（令和17年3月31日、松江市告示第19号）による指名停止を受けていないこと。</p> <p>③ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、同一の入札に参加する複数の者の関係が下記の基準に該当する場合には、無効の入札として取扱う。</p> <p>(ア) 資本関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社等又は子会社等の一方が更正会社等又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 親会社等と子会社等の関係にある場合 2. 親会社等が同一である子会社等の関係にある場合 <p>(イ) 人的関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、2については、会社等の一方が更正会社等又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 代表権を有する者が同一である会社等の場合 2. 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 3. 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を兼ねている場合を含む <p>(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 複数の法人等により構成される組合（共同企業体を含む。）とその組合を構成する法人等が同一の入札に参加している場合 2. 上記（ア）「資本関係」または（イ）「人的関係」と同視しうる関係があると認められる場合
<p>入札参加資格業種</p>	<p>建築一式工事</p>
<p>許可業種</p>	<p>建築工事業</p>
<p>許可区分</p>	<p>指定なし</p>
<p>格付け又は総合点数</p>	<p>A等級又はB等級の者。</p>
<p>営業所所在地</p>	<p>建設業法に規定する主たる営業所を松江市内に有すること。</p>
<p>工事実績等</p>	<p>元請又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として、令和15年度以降に完成した下記工事の施工実績があること。</p> <p>国（公団、公社を含む）、都道府県（公社を含む）又は松江市（合併前の旧市町村を含む。松江市にあっては、公社等を含む。）発注の工事において、1契約で2500万円以上の建築一式工事</p>
<p>配置技術者</p>	<p>建設業法に基づく、主任技術者又は監理技術者を配置すること。監理技術者にあつては、建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者であること。</p> <p>配置技術者は、以下の条件をすべて満たす者であること。本工事が建設業法施行令第27条に該当する場合は、本工事に専任でなければならない。落札後において、配置予定技術者の専任配置が必要な工事で、専任配置が出来ないことが明らかになったときは、契約前であれば契約を締結しない場合がある。また、契約後であれば契約を解除する場合がある。</p>
<p>資格等</p>	<p>配置技術者は、契約日（契約の締結に議会の議決を要する場合は本契約日）時点で配置できる技術者とする。ただし、下記「配置技術者が他の工事に従事中の場合の取扱い」に該当する場合を除く。</p>

雇用関係	入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係（専任の場合は本件工事の開札の日以前3ヶ月以上）にあること。
複数の配置技術者を届け出する場合の取扱い	競争参加資格確認申請書を提出する時に、他の工事に主任技術者等を専任で配置する可能性がある等の理由により、配置技術者を特定できない場合には、複数の候補者を提出することができる。
配置技術者が他の工事に従事中の場合の取扱い	本工事が配置技術者の専任を要する工事であって、競争参加資格確認申請書等提出時において専任を要しない他の工事に従事中の技術者である場合は、現場着手日までに確実に専任の技術者として配置可能である場合に限り配置技術者として資格確認のための資料を提出することができるものとする。なお、現場着手想定日を公告に記載している。
同一の者を配置技術者として複数届け出する場合の取扱い	① 複数の工事に同一の技術者を配置技術者として資料を提出することは可能であるが、先に開札を実施した配置技術者の専任が必要な工事で落札者として決定された場合、その後開札が行われた入札は無効として取扱う。 ② 複数の工事に同一の技術者を配置技術者として資料を提出することは可能であるが、先に開札を実施した配置技術者の専任が必要な工事で低入札価格制度による重点調査が必要となった場合、落札候補者で有る無いに関わらず、この重点調査が終了するまで（開札から落札決定まで）の期間に開札が行われた入札は無効として取扱う。
配置技術者の変更	落札後、工事の施工にあたって、競争参加資格確認申請時に提出した配置技術者を変更できるのは病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限る。
資格等	配置技術者は、契約日（契約の締結に議会の議決を要する場合は本契約日）時点で配置できる技術者とする。ただし、下記「配置技術者が他の工事に従事中の場合の取扱い」に該当する場合を除く。

5. 設計図書及び入札参加手続き等

(1) 設計図書について

①設計図書の入手方法

社会福祉法人上口福祉会 障害者支援施設まがたまにおいて、1部500円（消費税込）で配付する。電話連絡の上、平日の10:00～16:00の間に業者名の分かるもの（名刺等）と引き換えに受け取ること。

※ 場 所 松江市玉湯町玉造 1649-2 障害者支援施設まがたま

※ 連絡先（TEL） (0852) 62-2535

②設計図書に関する質問

設計図書に関して質問のある者は、入札公告に記載された質問書提出期限までにFAXにより提出すること。回答は、法人HPに掲載する。様式は任意とする。

(2) 入札参加手続き等

①申請書等の提出

入札参加を希望する者は、持参により別に定める期限までに競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。なお、受付期間内に申請書に関する書類を提出しない者は、本件工事の入札に参加することができない。

②申請書等様式の入手方法

申請書等の様式は、下記を参考にする。

	申請書等	様式	添付資料	備考
1	競争参加資格確認申請書	様式第1号		
2	施工実績調書	様式第2号	<ul style="list-style-type: none"> ● CORINSの工事カルテの写し（CORINSの登録がない場合は、発注者が発行する証明書等） ● 工事成績評定通知書の写し 	
3	配置技術者届	様式第3号	監理技術者及び主任技術者について <ul style="list-style-type: none"> ● 資格が確認できる資格者証等の写し ● 技術者と雇用者との雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等） ● 実地完成を確認できる資料等（従事中の工事の契約工期が残っている場合等） 	入札公告及び本書に掲げる基準を満たす者に限る。
4	業態調書	様式第4号		該当がない場合は、その旨を記載すること。

6. 入札手続き等

(1) 入札書の提出方法

入札書は別に定める期限内に持参して提出すること。

提出にあたっては、入札心得書の入札方法に従って行うこと。

(2) 入札書に記載する金額

落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

(3) 入札回数

入札回数は再入札を含めて2回までとする。再入札は後日行う。

(4) 入札の辞退

競争参加資格確認申請書提出後の入札辞退は、入札書提出期日までに辞退届を提出すること。

(5) 入札の失格

次の場合の入札は失格とする。

- ①入札書等の提出期日までに入札書等又は辞退届を提出しなかった場合。

(6) 入札の無効

次の入札は無効とする。

- ① 競争参加資格のない者のした入札
- ② 本件工事の入札に関する条件に違反した入札
- ③ 同一人が同一事項について2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- ④ 明らかに談合その他の不正行為によってされたと認められる入札
- ⑤ 虚偽の申請書を提出した者の入札

- ⑥ 入札書提出後、開札までに入札条件を満たさなくなったことを届出た者のした入札
- ⑦ 金額の記入がない入札書による入札
- ⑧ 金額を訂正した入札書による入札
- ⑨ 入札書の工事名又は工事場所のいずれかが公告と一致しない入札書による入札
- ⑩ 入札書の工事名、工事場所、商号若しくは名称（共同企業体の場合は、共同企業体名称及び代表者の商号又は名称）、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがある入札書による入札
- ⑪ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札
- ⑫ 入札者の押印のない入札書による入札

(7) 落札者の決定方法

- ①入札参加資格要件を満たしている業者の中から、予定価格の範囲内で、最も入札額が低い者を落札者とする。なお、同額が2人以上ある場合はくじにより順位を付け、その上位の者とする。
- ②落札者の決定は、開札後出来るだけ速やかに行い、結果を入札者全員に通知の上、本法人HPにて公表する。

7. その他

- ①落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- ②入札書等の作成、提出及び郵送に要する一切の入札費用は入札者の負担とする。
- ③落札者は、下請負人については市内に主たる営業所を有する者（市内業者）と契約すること。ただし、適切に施工できる市内業者がない特殊な工事等を請け負わせまた委託する場合は、この限りでない。
- ④その他、詳細不明の点については、8. の問合せ先に照会すること。

8. 問合せ先

障害者支援施設 まがたま
〒699-0201 松江市玉湯町玉造 1649-2
担当 斎藤浩子
電話 0852-62-2535／FAX 0852-62-2586

(様式第1号)

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人上口福祉会
理事長 三浦 秀範 様
(まがたま)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の工事に係る競争参加資格の確認を申請します。

記

工 事 名	
許 可 番 号	国土交通大臣 () 第 号 知事
有資格業種 及び点数	工 事 点
経営事項審査 基準日	令和 年 月 日
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 施工実績調書 (工事カルテの写し等の資料を含む。) <input type="checkbox"/> 配置技術者届 (資格者証等の資料を含む。) <input type="checkbox"/> 業態調書 <input type="checkbox"/> その他 ()
担 当 者	(氏 名) TEL FAX

※紙による申請の場合

受 付 印 欄	注 意 事 項
	1. 紙により申請書を受け付けた場合は、ファクシミリ等によりこの用紙の写しを交付しますので、受け取って入札終了まで保管して下さい。 2. 前項の写しは、社会福祉法人上口福祉会が申請を受け付けたことを証するものであって、入札参加資格が充足されていることを確認したものではありません。

(様式第3号)

配置技術者届

		配置の優先順位	1	2	3
工 事 名					
商 号 又 は 名 称 (会 社 名)					
ふ り が な 氏 名					
資 格 区 分					
監 理 技 術 者 証	<input type="checkbox"/> 有 (令 和 年 月 日 交 付) <input type="checkbox"/> 無				
雇 用 状 況 等	<input type="checkbox"/> 申 請 日 前 3 か 月 以 上 の 雇 用 関 係 が あ る <input type="checkbox"/> 営 業 所 の 専 任 技 術 者 で は な い <input type="checkbox"/> 建 築 士 事 務 所 の 管 理 建 築 士 で は な い				
従 事 中 の 工 事	<input type="checkbox"/> 有 完 成 期 限 令 和 年 月 日 工 事 名 発 注 機 関 名 <input type="checkbox"/> 無				
同 一 技 術 者 を 配 置 技 術 者 と し て 届 け 出 た そ の 他 の 工 事	発 注 機 関 名	工 事 名	開 札 日 時		
			月 日 :		
			月 日 :		
配置技術者の工事経験 (以下は、配置技術者の要件として工事経験が求められていない場合は記入不要)					
工 事 名					
発 注 機 関 名					
工 期	(着 工) 令 和 年 月 日 (完 成) 令 和 年 月 日				
工 事 概 要	項 目	形 式 ・ 数 量 等	項 目	形 式 ・ 数 量 等	

必要な資格者証等の写及び恒常的な雇用関係が確認できる書類を添付すること。

従事中の工事がある場合は、内容が確認できる書類及び実地完成を確認できる書類等を添付すること。

複数の配置技術者を届出の場合は、配置の優先順位を表示(該当順位に○印を付す。)すること。このとき、技術者の配置は優先順位第1位の者から配置を行うものとし、上位順位者が他工事への配置が決定したことにより配置できなくなったときは、次順位者の配置を認めるものとする。

届け出た技術者の変更は、真にやむを得ない理由によるものを除き、原則として認めない。

届け出た配置技術者が配置できなくなり、契約締結ができなかったときは、指名停止措置の対象となることがある。

(様式第4号)

業 態 調 書

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

建設業の許可番号

1. 資本関係に関する事項

(1) 会社法第2条第4号の親会社

商号又は名称	建設業の許可番号

(2) 会社法第2条第3号の子会社

商号又は名称	建設業の許可番号

(3) 会社法第2条第4号の親会社を同一とする子会社の関係を有する会社

商号又は名称	建設業の許可番号

2. 役員等の兼任に関する事項

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職		
役 職	氏 名	商号又は名称	建設業の許可番号	役 職

- (注) 1. 記入欄が足りない場合には、適宜記入欄を追加して用いること。
2. 「建設業の許可番号」の欄には、当該他社の許可番号が分からない場合には、当該他社の主たる営業所の住所を記入すること。
3. 「役員等」としては、代表取締役、取締役（社外取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）並びに会社更生又は民事再生の途中である会社の管財人を記入すること。なお、監査役及び執行役員は、「役員等」に該当しない。